

株 主 各 位

東京都千代田区九段南三丁目2番7号
モジュール株式会社
代表取締役 松村 明

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月22日（金曜日）当社営業時間終了時である午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月25日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 「白樺東の間」
3. 目的事項
報告事項 第13期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.modulat.com/>）において周知させていただきます。

「個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定により、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(提供書面)

事業報告

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本全体の経済状況は、東日本大震災や原発事故の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、設備投資は持ち直し傾向がみられたものの、企業収益は減少し雇用情勢も依然として厳しい環境にあり、欧州債務問題・円高・原油価格の上昇・デフレ状況の長期化等、先行き不透明な状況が続きました。

当社の事業分野であるIT関連業界におきましても、一部においては改善の兆候が見られるものの、いまだ本格的な回復には至らず、業界全体としては厳しい状況が続いております。

このような経済環境の中、当社が主体としている「企業向けの小型コンピュータのアウトソース事業」を取り巻く環境については、予断を許さないものの、引き続き堅調であると判断しています。

これは「企業が本業への資源の集中に向かう中、本業ではないIT関連業務のスキルを社内に保有しないという考え方が増えつつある事」、「不透明な社会状況の中で情報という物流を伴わない手段を取らざるを得ない業務が増加するであろう事」、「コンピュータ関連製品の価格が低下していく中で、各製品分野に特化したリーディングベンダーが現れ、その反動で企業の情報システムを包括的に管理していくニーズに対する供給が少ない事」、「技術革新が一定の段階を迎えた事により、革新的技術よりも安定的技術への投資効果が、ITの経営貢献度において相対的に高くなってきている事」が多く、企業が認められ、給与計算や税務、法務といった旧来のアウトソース業務の枠を超えたアウトソースが活用されている為と考えております。

また、これらの傾向が景気減退によってより顕著になり、当社が主体としている安定的技術・利用技術が必要とされる可能性が拡大していると考えております。

このような環境の中、「事業拡大のための基盤強化へ向けた全社的な業務効率化の推進」、「企業向けの継続的ITサービスへの本業回帰」や「新サービスの企画準備」などに継続して取り組んでまいりました。

当事業年度における当社の事業は、当社の強みである「ITサービス」に特化・基本回帰をし、顧客企業のIT投資の抑制や延期の影響を受けつつも、大企業においては「経営に不可欠ながら、作業が細かく煩雑な小型コンピュータの運用に関する業務効率を上げたい。管理リスクを低減したい。」というニーズから、中堅・中小企業においては「小型コンピュータを安定的に利用し、経営や営業に対する貢献度を上げたい。社員個人にかかる属人性を低下させたい。」というニーズから、多くの継続契約であるITASサービスとそれによる顧客との継続的な関係を基盤とする追加的なITサービス契約を獲得しました。

また、来期以降の成長を加速させるため、新たなサービスとして「ソフトウェア・サービス」「セキュリティ関連サービス」「スマートフォン系サービス」の準備を本格的に開始し、人的投資等を含む必要な投資を継続しております。

以上により、売上高1,511,242千円（前期比21.9%増）、営業利益85,839千円（前期比26.6%増）、経常利益88,173千円（前期比22.6%増）となりました。また、今後の業績見通しを踏まえ慎重に検討した結果、△9,555千円の法人税等調整額を計上したため、当期純利益は72,998千円（前期比11.4%増）となりました。

なお、前記のとおり、新たなサービスとして「ソフトウェア・サービス」「セキュリティ関連サービス」「スマートフォン系サービス」の準備を本格的に開始したことにより、当社の従業員数は17名増加し、56名（前期末比43.6%増）となっております。

売上区分別の内訳については、以下のとおりであります。

売上区分	前事業年度（第12期）		当事業年度（第13期）		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前期比
	（千円）	（％）	（千円）	（％）	（％）
I Tサービス売上	858,122	69.2	1,040,307	68.8	21.2
商品売上	381,606	30.8	470,935	31.2	23.4
合計	1,239,728	100.0	1,511,242	100.0	21.9

I Tサービス売上：保守サービス、維持管理サービス、障害対応サービス、システム構築サービス等の技術的サービス関連の売上
 商品売上：上記のI Tサービス売上に伴い必要なI T関連製品（ハードウェアやパッケージソフトウェア）の販売に関する売上

・ I Tサービス売上

当社の本業である「継続的I Tサービス」の売上は、計画を上回って順調に推移、「一時的I Tサービス」の売上も、新規顧客の案件等があり順調に推移いたしました。

その結果、「I Tサービス」全体の売上高は、1,040,307千円（前期比21.2%増）となりました。

・ 商品売上

商品売上におきましては、企業のI T投資抑制の影響など厳しい事業環境が続いておりますが、主要顧客の大規模なサーバーインフラ構築案件等を獲得したことにより、回復の徴候も見え始め比較的順調に推移しました。

その結果、製品調達代行サービスの売上高は、470,935千円（前期比23.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第10期 平成21年5月期	第11期 平成22年3月期	第12期 平成23年3月期	第13期 平成24年3月期
売上高(千円)	1,381,218	978,248	1,239,728	1,511,242
当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△ 459,670	57,429	65,516	72,998
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△)	△33,552.62	4,191.93	4,782.24	5,328.33
総資産(千円)	1,257,983	1,016,706	1,179,320	1,241,958
純資産(千円)	99,615	147,877	212,653	286,533
1株当たり純資産額(円)	6,521.74	10,793.97	15,522.14	20,914.87

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第11期より決算期を5月31日から3月31日に変更いたしました。これに伴い第11期は平成21年6月1日から平成22年3月31日までの10ヶ月間となります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 中長期的IT分野の展望の予測

当社は、今後の数年間で企業向けの小型コンピュータ分野は大きな変化が起こる可能性があるとの認識を有しており、これに基づいて中長期展望を確立してゆく所存であります。

すなわち、現在は「インターネットがモバイルデバイスと融合して最終的普及段階に入る可能性」、「高速ワイアレス通信の拡大」、「IT資源及びデータのセンター側への集約を促進する新技術や新製品」、「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」などの新技術が個人的な利用を中心として開発、研究されていますが、当社は、これらの新しいIT技術が世の中で認識された後数年以内に、その利便性を認識した利用者によって、必ずビジネス分野にも適用範囲が広がるものと予測しております。特に「高速ワイアレス通信の拡大」や「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」については、ワーキングスタイルの多様性や時と場所を問わないITの利用と云う意味において、ビジネス分野での先行利用も想定されています。

長期的成長を目指す当社としては、これらの動きを取り入れて長期的ビジネスの方向性を決定する必要があり、その為にIT分野の展望予測がより重要であると捉えております。尚、この予測を継続し、中期的事業展開を視野に入れてビジネスモデル強化に繋げてまいります。

また、これらの新技術の台頭により小型コンピュータ分野は益々多数の技術が氾濫し、その取りまとめ即ち当社が得意とする「利用技術」や「中立性」が重要性を増してくると予測され、これらを少人数の社内リソースに頼るリスクを敬遠し、組織的に専業で行っている当社のアウトソースサービスを利用する顧客は増加傾向にあります。

従って、当社のアウトソースサービスをより多くの顧客に提供する為の、認知度の向上や営業力の強化を継続し、ビジネスの拡大に努めてまいります。

② 主力サービスの標準化・パターン化

業務効率及び利益率の向上と新規契約迄の効率化の為に、現在の主力サービスであるITASサービスにおける提供サービスの標準化を継続してまいります。同時に今まで人手に頼っていたサービスを一部自動化し、効率向上とサービスレベルの向上の同時達成も目指していきます。これら

により多くの新規顧客の獲得が可能になり特定契約への依存度合いを平準化し、また将来のフランチャイズ及び代理店展開の基礎を築いていく所存であります。

なお、前記の提供サービスの標準化の努力につきましては、当社の事業の特徴は、顧客企業毎の情報システムに合わせたフレキシブルな対応であるものと認識しておりますので、それを損なわない範囲において行うものであります。当面 I T A S サービスにおける主要サービス項目を、可能な限り標準化することを目標として、業務効率等の向上を目指す所存であります。

③ 人材育成の強化

今後の中期的な競争力を支えるために、人材の育成は重要事項であると認識しております。長期的な人材の採用～育成を視野に入れて、翌事業年度は特にマネージメントレベルの育成を重点項目としていく所存であります。

④ その他の課題

上記以外にも以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

1. 会計監査／業務監査の強化による社会的公正さの更なる追求
2. 企業の社会的責任（CSR）へのコミット
3. 社員の多様化する価値観への対応
4. 社員の就業不能時の損失をカバーするための施策

(11) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

- 小型コンピュータ分野の企業向けアフターサービス事業
小型コンピュータ（PCサーバー、PC、携帯端末）の保守、運用、管理、利用者支援、障害予防、評価などを企業内の情報システム部門より委託を受け、代行する事業
- 小型コンピュータ分野の企業向けC I Oアウトソースサービス事業
- 上記に伴う、情報システムの構築マネージメントサービス、調達代行サービス

(12) 主要な営業所及び事業所（平成24年3月31日現在）

本社	: 東京都千代田区
フロントオフィス、テクニカルセンター	: 東京都千代田区
リペア&セットアップセンター（*）	: 東京都江東区
PCヘルプセンター（*）	: 東京都品川区
インターネットサービスセンター（*）	: 東京都中央区
ソフトウェア開発センター（*）	: 東京都中央区及び港区

*印の施設は専門会社に業務委託をしております。

(13) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	17名増	35.4歳	3年4ヶ月

(注) 使用人数が前期末と比べて17名増加したのは、来期業績に貢献する「新サービス」のために人員を確保したためであります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	172,046千円
株式会社りそな銀行	120,182千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	96,953千円
株式会社みずほ銀行	49,979千円
株式会社三井住友銀行	35,331千円
株式会社日本政策金融公庫	30,000千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式の特設注意市場銘柄の継続について

当社の株式は、平成22年10月9日付で株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）から特設注意市場銘柄に指定されていましたが、当該指定から1年を経過したことから、内部管理体制確認書を大証に提出し、大証がその内容等を確認したところ、当社の内部管理体制等について、更に改善を要する余地があると判断され、平成24年3月13日付で大証から特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受けました。

2. 株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,700株
- (3) 株主数 940名（前事業年度末比212名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松村明	5,233株	38.20%
高松忠行	655株	4.78%
木原和彦	650株	4.74%
菅原敏彦	650株	4.74%
飯塚麻実	511株	3.73%
大阪証券金融株式会社	354株	2.58%
松村富美子	270株	1.97%
岩本葉子	193株	1.41%
楽天証券株式会社	144株	1.05%
松本恵子	128株	0.93%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役	松 村 明	
取締役	木 原 礼 子	クライアントリレーションゼネラルマネージャー
取締役	藤 井 隆 徳	管理担当ゼネラルマネージャー
取締役	渡 辺 博 文	
常勤監査役	山 田 義 範	
監査役	河 邊 義 正	弁護士、サン綜合法律事務所客員弁護士、明治大学法科大学院教授
監査役	近 暁	公認会計士、近事務所代表、清翔監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役 渡辺 博文氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田 義範氏、監査役 河邊 義正氏及び監査役 近 暁氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役 山田 義範氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 近 暁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	25,827千円 (1,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,040千円 (8,040千円)
合 計	7名	33,867千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（11,619千円）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において年額60,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において年額13,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 渡辺 博文氏については、該当事項はありません。
- ・常勤監査役 山田 義範氏については、該当事項はありません。
- ・監査役 河邊 義正氏は、サン綜合法律事務所に客員弁護士として所属しており、また、明治大学法科大学院教授を兼務しております。当社と兼職先であるサン綜合法律事務所及び明治大学法科大学院との間には、重要な取引関係はありません。
- ・監査役 近 暁氏は、近事務所の代表公認会計士及び清翔監査法人の代表社員を兼務しております。当社と兼職先である近事務所及び清翔監査法人との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	渡 辺 博 文	平成23年6月27日就任以降に開催された取締役会20回のうち16回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	山 田 義 範	当事業年度開催の取締役会26回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、都市銀行支店長の経験と知識を生かして、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河 邊 義 正	当事業年度開催の取締役会26回のうち20回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	近 暁	当事業年度開催の取締役会26回のうち21回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 渡辺 博文氏、監査役 河邊 義正氏及び監査役 近
暁氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条
第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であ
ります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

アスカ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	報 酬 等 の 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取
引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分で
きませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を
記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があ
ると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求
に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とする
ことといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査
人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初
に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由
を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め、法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、公益通報者保護規則を定め、法令遵守上疑義のある行為等について社内担当者または社外の弁護士に相談、報告を行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、法令・社内ルール（文書管理規則）に基づき、文書等の保存を行う。また、情報セキュリティ管理規程を定め、情報の管理を行うものとする。

② 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）およびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存および管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、組織規則、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下部組織としてゼネラルマネージャーミーティングを設け、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査役および監査役会の業務補助のため監査役スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当と緊密な連携をとり、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

また、監査役は、代表取締役、内部監査担当、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(注) 本事業報告に記載する金額につきましては、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	452,366	流 動 負 債	716,711
現金及び預金	80,687	買掛金	182,978
売掛金	215,561	1年内返済予定の長期借入金	265,778
商品	27,090	リース債務	1,416
仕掛品	473	未払金	39,884
リース投資資産	67,268	未払法人税等	19,950
前渡金	24	未払消費税等	17,330
前払費用	27,197	前受金	165,387
繰延税金資産	8,719	預り金	9,112
1年内回収予定の長期貸付金	15,112	賞与引当金	11,925
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	11,326	その他	2,949
その他	477	固 定 負 債	238,713
貸倒引当金	△ 1,571	長期借入金	238,713
固 定 資 産	789,592	負 債 合 計	955,424
有 形 固 定 資 産	434,449	純 資 産 の 部	
建物	5,443	株 主 資 本	287,911
工具、器具及び備品	54,787	資本金	254,219
賃貸用資産	747,238	資本剰余金	154,217
減価償却累計額	△ 373,020	資本準備金	154,217
無 形 固 定 資 産	77,334	利 益 剰 余 金	△ 120,526
ソフトウェア	2,794	利益準備金	2,132
賃貸用資産	74,540	その他利益剰余金	△ 122,658
投資その他の資産	277,809	繰越利益剰余金	△ 122,658
投資有価証券	11,915	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,377
出資金	10	その他有価証券評価差額金	△ 1,377
長期貸付金	347,218	純 資 産 合 計	286,533
役員に対する長期貸付金	156,618	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,241,958
長期前払費用	19,405		
敷金	6,669		
差入保証金	13,000		
保険積立金	24,444		
繰延税金資産	835		
貸倒引当金	△ 302,308		
資 産 合 計	1,241,958		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成23年 4月 1日から〕
〔平成24年 3月 31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,511,242
売 上 原 価		1,136,639
売 上 総 利 益		374,603
販売費及び一般管理費		288,763
営 業 利 益		85,839
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,163	
受 取 配 当 金	218	
受 取 手 数 料	1,996	
そ の 他	1,250	18,628
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,479	
支 払 手 数 料	1,396	
そ の 他	419	16,295
経 常 利 益		88,173
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	200	200
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	
解決金等	6,227	6,227
税 引 前 当 期 純 利 益		82,146
法人税、住民税及び事業税	18,703	
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,555	9,147
当 期 純 利 益		72,998

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から〕
〔平成24年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 利	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
平成23年4月1日期首残高	254,219	154,217	2,132	△195,656	△193,524	214,912	△2,259	212,653
事業年度中の変動額								
当期純利益				72,998	72,998	72,998		72,998
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							882	882
事業年度中の変動額合計	—	—	—	72,998	72,998	72,998	882	73,880
平成24年3月31日期末残高	254,219	154,217	2,132	△122,658	△120,526	287,911	△1,377	286,533

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月22日

モジュール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	若 尾 典 邦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モジュール株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別明細表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月25日

モジュール株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 義 範 ⑩

監査役 河邊 義 正 ⑩

監査役 近 暁 ⑩

(注) 監査役 山田 義範、監査役 河邊 義正及び監査役 近 暁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応する為に労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を、また、今後経営体制の再編を行う必要が生じた際に柔軟かつ機動的に対応する為に、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、成長の加速を企図し、人的投資等を含む必要な投資を行ってまいりましたが、現本店事務所が手狭となった為及び今後の事業拡大を見据えて、現行定款第3条の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
また、本変更の効力は、平成24年7月1日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除することと致したいと存じます。
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項所定の、取締役会決議によって市場取引等による自己の株式の取得を可能とする旨定款規定を新設するものであります。
- (4) 経営体制の一層の強化・充実を図る為、またコーポレートガバナンス機能をさらに強化する為、取締役の員数の上限を6名から8名に改めるものであります。
- (5) 迅速な意思決定を要する事項に適切に対応するために、取締役会招集の通知を、会日の3日前までから2日前までに変更を行うものであります。
- (6) 取締役会の書面又は電磁的記録による決議の方法について、現行定款第20条（招集通知）の第3項に定められておりましたが、本決議方法を別の条文として規定することで、より明確にさせるものであります。
- (7) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(前 略)	(前 略)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.～4. (条文記載省略)	1.～4. (現行どおり)
(新 設)	5. <u>労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u>
(新 設)	6. <u>前1から5の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u>
(新 設)	7. (現行どおり)
5. (条文記載省略)	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条～第6条 (条文記載省略)	(現行どおり)
(新 設)	(現行どおり)
	<u>(自己の株式の取得)</u>
	第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第7条～第14条 (条文記載省略)	第8条～第15条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第15条 当社は、取締役6名以内を置く。	第16条 当社は、取締役8名以内を置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第19条 (条文記載省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第20条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② (条文記載省略)</p> <p>③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第17条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第21条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>(取締役会決議の省略)</u></p> <p>第22条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第21条～第33条 (条文記載省略)</p>	<p>第23条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成24年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日後これを削除する。</p>

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の目的

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保し、早期に復配できる体制を実現するため、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金122,658,670円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本準備金の額

資本準備金154,217,600円のうち、122,658,670円。

なお、減少後の資本準備金の額は31,558,930円となります。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成24年6月25日

(2) 剰余金処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金122,658,670円を、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	122,658,670円
----------	--------------

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	122,658,670円
---------	--------------

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化を図るため4名増員いたしたく、取締役8名（うち4名は再任候補者です。）の選任をお願いするものであります。

なお、候補者番号7番の内田 倫子氏及び8番の岩城 哲哉氏の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として発生することといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	まつむらあきら 松村明 (昭和39年3月6日)	昭和62年4月 トップランダムアンドアイ株式会社入社 平成11年9月 モジュール有限会社設立 取締役就任 平成12年4月 当社設立 代表取締役就任 (現任)	5,233株
2	きはられいこ 木原礼子 (昭和42年6月3日)	平成3年4月 トップランダムアンドアイ株式会社入社 平成13年4月 Dai-chi Management Systems(S) PTE Ltd. 入社 平成14年6月 当社入社 平成17年3月 当社取締役就任 (現任) 平成20年6月 当社クライアントリレーションゼネラルマネージャー (現任)	32株
3	ふじいたかのり 藤井隆徳 (昭和42年7月13日)	平成2年4月 株式会社広島総合銀行（現株式会社もみじ銀行）入行 平成14年5月 株式会社セカンドビジョン入社 平成21年8月 当社入社 平成22年3月 当社管理担当ゼネラルマネージャー (現任) 平成22年6月 当社取締役就任 (現任)	—
4	わたなべひろふみ 渡辺博文 (昭和31年1月11日)	昭和55年4月 株式会社横浜銀行入行 平成12年4月 イーシステム株式会社 取締役副社長就任 平成15年7月 同社代表取締役社長就任 平成21年4月 ハミングヘッド株式会社 取締役就任 平成23年6月 当社取締役就任 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※5	にし お 西尾 いづみ (昭和55年7月21日)	平成21年12月 最高裁判所司法研修所終了 (新第62期司法修習) 東京弁護士会 登録 東京ブライイト法律事務所 入所 (現任)	—
※6	かわい たく 川合 拓 (昭和49年1月22日)	平成8年4月 日本生命保険相互会社入社 平成10年1月 JPモルガン証券入社 平成18年3月 川合公認会計士事務所設立 代表就任 (現任) ドラゴン・パートナーズ株 式会社設立 代表取締役就任 (現任)	—
※7	うち だ とも こ 内田 倫子 (昭和46年5月2日)	平成4年4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成14年9月 公認会計士高埜事務所入所 平成15年9月 鹿野会計事務所入所 平成19年11月 内田倫子税理士事務所設立 代表就任 (現任)	—
※8	いわ き せつ や 岩城 哲哉 (昭和28年10月3日)	昭和52年4月 新光紙器株式会社 (現新光 株式会社) 入社 昭和57年5月 株式会社ビームス入社 平成元年10月 株式会社ユナイテッドア ローズ専務取締役就任 平成15年4月 同社取締役副社長就任 平成16年8月 同社代表取締役社長就任 平成23年4月 同社代表取締役副社長就任 平成23年6月 株式会社フィーゴ代表取締 役社長就任 (現任) 平成24年4月 株式会社ユナイテッドア ローズ取締役相談役就任 (現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者渡辺 博文氏、西尾 いづみ氏、川合 拓氏、内田 倫子氏、岩城 哲哉氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項
- ① 渡辺 博文氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏の本定時株主総会終結の時までの社外取締役としての在任年数は、1年であります。

- ② 西尾 いづみ氏につきましては、過去に会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また同氏は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ③ 川合 拓氏につきましては、公認会計士及び経営者としての経験、専門知識及び見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また同氏は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ④ 内田 倫子氏につきましては、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての経験と専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ⑤ 岩城 哲哉氏につきましては、長年にわたり企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ⑥ 当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。これにより社外取締役候補者である渡辺 博文氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者西尾 いづみ氏、川合 拓氏、内田 倫子氏及び岩城 哲哉氏が選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において、年額60,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数が増加することとなる為、取締役の報酬額を年額150,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

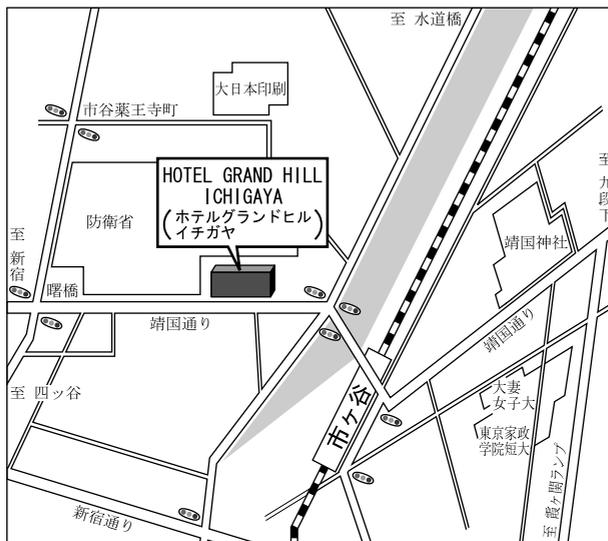
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 「白樺東の間」
☎ 03-3268-0111



交通のご案内

最寄駅

- JR総武線・地下鉄有楽町線・南北線・新宿線
『市ヶ谷駅』より徒歩3分
- JR総武線・中央線・地下鉄丸ノ内線・南北線
『四ツ谷駅』より徒歩10分